

議案第 6 号

小城市招致外国青年就業規則の一部を改正する規則

小城市招致外国青年就業規則（平成 17 年小城市教育委員会規則第 10 号）の一部を改正する規則を別紙のとおり提出する。

令和 7 年 10 月 23 日提出

小城市教育委員会 教育長 大野 敬一郎

提案理由

刑法等が改正されたことに伴い、小城市招致外国青年就業規則の一部を改正する必要がある。

これが、本議案を提出する理由である。

小城市教育委員会規則第　　号

小城市招致外国青年就業規則の一部を改正する規則

小城市招致外国青年就業規則（平成 17 年小城市教育委員会規則第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 3 項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附　則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後的小城市招致外国青年就業規則の規定は、令和 7 年 6 月 1 日から適用する。

（経過措置）

2 この規則の適用の日前にした行為に対する第 6 条第 3 項の規定の適用については、なお従前の例による。

議案第6号 小城市招致外国青年就業規則（平成17年小城市教育委員会規則第10号）の一部を改正する規則 新旧対照表

現行	改正後（案）
(解雇) 第6条 (略) 2 (略) 3 外国語指導助手が <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられたときは、当該外国語指導助手は、当然に解雇されたものとみなし、市は何らの給付を行わない。	(解雇) 第6条 (略) 2 (略) 3 外国語指導助手が <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられたときは、当該外国語指導助手は、当然に解雇されたものとみなし、市は何らの給付を行わない。